



家畜保健衛生所たより

(平成21年度 第9号)

東部家畜保健衛生所
平成22年1月8日



韓国における口蹄疫の発生について

平成22年1月7日、韓国において口蹄疫の疑いが確認された情報がありました。

場所：韓国抱川(ポチョン) ソウル近郊

動物：酪農家(185頭飼養)の乳牛9頭

対応：発生農場を中心に20km以内を移動規制、500m以内の偶蹄類殺処分

この発生を受け農林水産省は、本国への口蹄疫侵入防止のため、動物検疫所に対して防疫対応の徹底を指示

また、韓国からの豚肉等の輸入を一時保留(牛肉については既に停止)

畜産農家の皆様には、韓国畜産農家への訪問自粛、飼養家畜の臨床症状等の的確な観察、飼養衛生管理の徹底、異常発見時の早期通報など、防疫対策に万全を期すようお願いいたします。

口蹄疫は

- ・牛や豚等の偶蹄類の伝染性疾患であり、ヒトには感染しません。
- ・症状は、口・舌・ひづめ等に水疱ができ、食欲が低下し、感染力が高く死亡することもある重大な疾病です。
- ・豚肉等の輸入を停止するのは、牛や豚への感染防止のためで食品衛生のためではありません。



家畜の病気等に関するお問い合わせは 東部家畜保健衛生所まで・・・TEL:055-262-3166 FAX:055-262-3108

休日:090-5544-7868 または 090-5535-8005